## 事業主健診データの特定健診様式ファイルでの 提供・取得に係る課題 (1)

## 『検討会とりまとめ』において、実務担当者により議論することとされた事項

- ① 実施機関から保険者へのデータ提供(事業主を経由しない)
- ② 保険者番号及び記号番号の事業主から実施機関への提供
- ③ XML形式ファイルによるデータ提供
- ※議論する際の留意事項・・・「費用対効果が認められる場合」 ⇒ 可能なところからの提供を促進

議論すべき事項	課題∙対策	残された論点
① 実施機関から保険者へのデータ提供(事業主を経由しない)	実施機関が事業主健診のデータを第三者(保険者)に提供する際には事業主の同意が前提となるため、事業主、実施機関、保険者の間でデータ提供について合意(含む費用面)する必要 ⇒ 既出の事務連絡を踏まえ、関係者にて交渉を開始する必要	以下の場合、保険者はどのように対応すればよいか(事後の合意は非効率のおそれ)  — 事業主と実施機関の間に健診の委託契約がなく、予め当事者が特定できない場合  — 保険者が複数の事業主や実施機関と交渉しなければならない場合(総合健保や協会けんぽが主に該当する)

## 車業主体シニータの性中体シヸポコッノルでの

事未主候診が一次の特定健診様式ファイルでの 提供・取得に係る課題(2)			
議論すべき事項	課題•対策	残された論点	
② 保険者番号 及び記号番号の 事業主から実施 機関への提供	事業主が事業主健診の管理番号と被保険者 記号番号を実施機関に提供可能な状態で管理 するためには、人事管理システムにおける対応 が必要となる可能性 ⇒ 事業主に対してシステム対応を依頼できない	実施機関は、保有する健 を、保険者への提供に ・同意する事業主 ・同意しない事業主 等の別に振り分けて対応 が生じる	

かを検討 ※XMLファイル 形式のデータを

取得することができないかを検討

すする健診データ |供に 主 トて対応する必要 ハエしつ 予め保険者が依頼しなくとも番号 を取得できれば、被保険者本人に する際に保険証を持参し、実施機関にて番号を 加え、国保被保険者や被扶養者

事業主健診で実施が義務付けられていない既往歴(服薬歴及び喫煙習慣状況) 及び血糖値(空腹時血糖又はHbA1c)を実施した上でのデータ提供が望まれる

⇒ 既出の事務連絡を踏まえ、保険者から事業主へ協力を依頼する必要

作成するために 必要となる ③ XML形式

実施機関により作成状況は様々 ⇒ 実施機関がXMLファイルを作成するために 必要なサポートについて、引き続き対応を検討 ※一例として、既存のフリーソフトを用いる場合、請求情報を入力 しないとエラーが発生する一方で、事業主健診のデータを実施機 関が保険者に送付する際には請求は必ずしも発生しない ⇒ 事業主健診に適合したフリーソフトにより提供促進の可能性

実施機関は提供先の保険者毎に データを振り分けて対応する必要 が生じる

のデータ提供の促進も期待できる

ファイルによる データ提供

(1)~(3)以外の課題

⇒ 別の方法として、予め事業主が合意し保険者 が依頼する場合は、被用者が事業主健診を受診